

“労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律”

第 23 条第 5 項の規定に従い、当社における労働者派遣事業に関する情報を公開します。

公開する情報は令和 8 年度〔令和 6 年 10 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日〕の弊社実績に基づくものです。

令和 8 年 4 月 1 日現在

項目	内容
① 派遣労働者の数〔1 日平均〕	126 名
② 派遣先の数〔取引事業者数〕	87 社
③ 労働者派遣に関する料金額の平均値	15,520 円（1 円未満四捨五入）
④ 派遣労働者の賃金額の平均値	10,405 円（1 円未満四捨五入）
マージン率（＝（③－④）／③）	33.0%
⑥教育訓練に関する事項	・安全衛生教育を入社前に実施しています。 ・パソコンスクールを適宜開催しています。 ・ビジネスマナー研修を適宜実施しています。
⑦その他参考となると認められる事項	・各種社会保険加入 労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険 ・交通費負担（上限規定有り） ・定期健康診断 ・労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定を締結しています。 ＜対象となる派遣労働者の範囲＞ 株式会社スペックスと派遣先で業務に従事する従業員に適用し、一の労働契約の契約期間中に特段の事情がない限り、協定の適用を除外しません。 ＜有効期間＞ 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 * 令和 8 年 7 月 1 日更新予定